

## 無線局免許手続規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)

改正案	現行
<p>(免許の単位)</p> <p>第二条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所(移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。)ごとに行わなければならない。</p> <p>一 十(略)</p> <p>二 四(略)</p> <p>5 放送局(放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局及び放送を行う実用化試験局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))を含む。以下同じ。)の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定める区分ごとに、かつ、希望する周波数の一ごと(受信障害対策中継放送、受託国内放送、受託協会国際放送、受託内外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する放送局が行う放送の場合を除く。)に行わなければならない。</p> <p>一・二(略)</p> <p>三 放送の種類による区分</p> <p>(1) 中波放送</p> <p>(2) 短波放送</p> <p>(3) 超短波放送</p>	<p>(免許の単位)</p> <p>第二条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所(移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。)ごとに行わなければならない。</p> <p>一 十(略)</p> <p>二 四(略)</p> <p>5 放送局(放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局及び放送を行う実用化試験局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))を含む。以下同じ。)の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定める区分ごとに、かつ、希望する周波数の一ごと(受信障害対策中継放送、受託国内放送、受託協会国際放送、受託内外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する放送局が行う放送の場合を除く。)に行わなければならない。</p> <p>一・二(略)</p> <p>三 放送の種類による区分</p> <p>(1) 中波放送</p> <p>(2) 短波放送</p> <p>(3) 超短波放送</p>

2 ～ 6 (略)

第六条 (略)

(放送局の事業計画)

6 ～ 9 (略)

四・五 (略)

(19) その他の放送

を併せ行うもの

重放送(垂直帰線消去期間を使用する伝送方式によるものに限る。)

(18) 標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多

フアクシミリ放送

高精細度テレビジョン・データ多重放送

高精細度テレビジョン音声多重放送

標準テレビジョン・データ多重放送であつて、(18)以外のもの

標準テレビジョン文字多重放送であつて、(18)以外のもの

標準テレビジョン音声多重放送

超短波データ多重放送

超短波文字多重放送

超短波音声多重放送

(8) マルチメディア放送

(7) データ放送

高精細度テレビジョン放送

(5) 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送

(4) 標準テレビジョン放送

2 ～ 6 (略)

第六条 (略)

(放送局の事業計画)

6 ～ 9 (略)

四・五 (略)

(18) その他の放送

を併せ行うもの

重放送(垂直帰線消去期間を使用する伝送方式によるものに限る。)

(17) 標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多

フアクシミリ放送

高精細度テレビジョン・データ多重放送

高精細度テレビジョン音声多重放送

標準テレビジョン・データ多重放送であつて、(17)以外のもの

標準テレビジョン文字多重放送であつて、(17)以外のもの

標準テレビジョン音声多重放送

超短波データ多重放送

超短波文字多重放送

超短波音声多重放送

(8) 超短波音声多重放送

(7) データ放送

高精細度テレビジョン放送

(5) 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送

(4) 標準テレビジョン放送

7 第一項の場合において、申請者が受託国内放送、受託協会国際放送又は受託内外放送を行う放送局の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項
- 二 経営方針（試験、研究又は調査の方法及び具体的計画（放送試験局及び放送試験衛星局の場合に限る。）、試験の方法及び具体的計画（放送を行う実用化試験局の場合に限る。）、受託放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定）

8 （略）

（空中線電力の指定）

第十条の三 法第八条第一項第四号の空中線電力の指定は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり行うものとする。

区分	空中線電力
一 （略）	（略）
二 超短波放送を行う放送局、テレビジョン放送局及びデジタル放送に限る。送放及びマルチメディア放送を行う放送局（三の項及び六の項に掲げるものを除く。）	当該無線局が送信に際して使用しなげなければならない単一の値の空中線電力（実効輻射電力を併せて指定する。）
三〜八 （略）	（略）

7 第一項の場合において、申請者が受託国内放送、受託協会国際放送又は受託内外放送を行う放送局の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項
- 二 経営方針（試験、研究又は調査の方法及び具体的計画（放送試験衛星局の場合に限る。）、試験の方法及び具体的計画（放送を行う実用化試験局の場合に限る。）、受託放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定）

8 （略）

（空中線電力の指定）

第十条の三 法第八条第一項第四号の空中線電力の指定は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり行うものとする。

区分	空中線電力
一 （略）	（略）
二 超短波放送を行う放送局及びテレビジョン放送局（デジタル放送に限る。送放及びマルチメディア放送を行う放送局（三の項及び六の項に掲げるものを除く。）	当該無線局が送信に際して使用しなげなければならない単一の値の空中線電力（実効輻射電力を併せて指定する。）
三〜八 （略）	（略）

(記載事項の省略)

第十五条 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

一 放送局

(1) (略)

~~(2) 移動受信用地上放送をする特定基地局 無線設備の工事費の支弁方法、無線局の運用費及びその支弁方法並びに事業収支見積り及び事業計画~~

(3) (1)及び(2)以外の放送局 無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法

二 (略)

(記載事項の省略)

第十五条 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

一 放送局

(1) (略)

(2) (1)以外の放送局 無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法

二 (略)

改正案

別表第二号第 1 放送局(放送衛星局及び放送試験衛星局を除く。)の無線局事項書の様式(第 4 条、第 12 条関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(様式略)

注 1～16 (略)

17 15 の欄の記載は、次によること。

(1)～(6) (略)

(7) 受託放送を行う放送局の場合

放送事項を次のように記載すること。なお、コード [ ] 欄には、コード表により該当するコードを記載すること。

(記載例)

コード [09] 放送事業者が委託により行わせる放送

18～19 (略)

20 18 の欄の記載は次によること。

(1)～(2) (略)

(3) 空中線電力の記載は、次によること。

ア (略)

イ 超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力(11.7GHz から 12.2GHz までの周波数を使用する受信障害対策中継放送を行う放送局に限る。)を

現行

別表第二号第 1 放送局(放送衛星局及び放送試験衛星局を除く。)の無線局事項書の様式(第 4 条、第 12 条関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(様式略)

注 1～16 (略)

17 15 の欄の記載は、次によること。

(1)～(6) (略)

18～19 (略)

20 18 の欄の記載は次によること。

(1)～(2) (略)

(3) 空中線電力の記載は、次によること。

ア (略)

イ 超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力(11.7GHz から 12.2GHz までの周波数を使用する受信障害対策中継放送を行う放送局に限る。)を併せて記載すること。

併せて記載すること。

ウ (略)

(4) (略)

21～22 (略)

23 22 の欄は、事業計画等の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する□に✓印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、道標の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何放送局に同じ」のように記載すること。

区別	提出する別紙	備考
1 免許の申請の場合	(1) (注1)(注2)(注3)(注10)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の放送局(無線設備の設置場所が申請に係る放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるもの)に限る。以下この表において同じ。)のものと同一であり、かつ、当該他の放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 (注2) 協会の放送局の場合は、提出を要しない。 (注3) 学園の放送局の場合は、提出を要しない。 (注4) 学園の放送局の場合は、審査に關す
	(2) (注1)(注2)(注3)	
	(3) (注1)(注2)(注3)(注10)	
	(4) (注1)(注2)(注3)(注10)(注12)	
	(5) (注1)(注2)(注3)(注10)(注12)	
	(6) (注1)(注2)(注10)	
	(7) (注1)(注3)(注5)(注6)(注7)(注10)(注12)	
	(8) (注1)(注5)(注6)(注7)(注10)(注12)	
	(9) (注1)(注10)(注12)	
	(10) (注1)(注3)(注5)(注6)(注7)(注10)(注12)	
	(11) (注1)(注4)(注6)(注10)(注12)	
	(12) (注1)(注3)(注10)(注12)	

ウ (略)

(4) (略)

21～22 (略)

23 22 の欄は、事業計画等の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する□に✓印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、道標の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何放送局に同じ」のように記載すること。

区別	提出する別紙	備考
1 免許の申請の場合	(1) (注1)(注2)(注3)(注10)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の放送局(無線設備の設置場所が申請に係る放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるもの)に限る。以下この表において同じ。)のものと同一であり、かつ、当該他の放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 (注2) 協会の放送局の場合は、提出を要しない。 (注3) 学園の放送局の場合は、提出を要しない。 (注4) 学園の放送局の場合は、審査に關す
	(2) (注1)(注2)(注3)	
	(3) (注1)(注2)(注3)(注10)	
	(4) (注1)(注2)(注3)(注10)	
	(5) (注1)(注2)(注3)(注10)	
	(6) (注1)(注2)(注10)	
	(7) (注1)(注3)(注5)(注6)(注7)(注10)	
	(8) (注1)(注5)(注6)(注7)(注10)	
	(9) (注1)(注10)	
	(10) (注1)(注3)(注5)(注6)(注7)(注10)	
	(11) (注1)(注4)(注6)(注10)	
	(12) (注1)(注3)(注10)	

	(13) (注1)(注8) (14) (注1)(注9) (15) (注1)(注2)(注3) (注6)(注10) (注11) (16) (注1)(注2)(注3) (注6)(注10) (注11) (17) (注1)(注2)(注3) (18) (注1)(注2)(注3) (注6)(注10) <u>(注12)</u>	る事項については記載を要しない。 (注5) 専門放送を専ら行う放送局の場合 は、提出を要しない。 (注6) 臨時目的放送を専ら行う放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う放送局を含む。以下この表において同じ。)の場合は、提出を要しない。 (注7) 放送法施行令(昭和25年政令第163号)第5条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。 (注8) 放送試験局の場合に限る。 (注9) 放送を行う実用化試験局の場合に限る。 (注10) 受信障害対策中継放送又は衛星補助放送を行う放送局の場合は、提出を要しない。 (注11) コミュニティ放送を行う放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う放送局を含む。以下この表において同じ。)の場合は、提出を要しない。 (注12) <u>受託放送を行う放送局の場合は、提出を要しない。</u>
2 変更の申請 又は届出を行う 場合	(1) (注1)(注2)(注6) (注9) (2) (注1)(注2)(注6) (3) (注1)(注2)(注6)	(注1) 協会の放送局の場合 は、提出を要しない。 (注2) 学園の放送局の

	(13) (注1)(注8) (14) (注1)(注9) (15) (注1)(注2)(注3) (注6)(注10) (注11) (16) (注1)(注2)(注3) (注6)(注10) (注11) (17) (注1)(注2)(注3) (18) (注1)(注2)(注3) (注6)(注10)	る事項については記載を要しない。 (注5) 専門放送を専ら行う放送局の場合 は、提出を要しない。 (注6) 臨時目的放送を専ら行う放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う放送局を含む。以下この表において同じ。)の場合は、提出を要しない。 (注7) 放送法施行令(昭和25年政令第163号)第5条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。 (注8) 放送試験局の場合に限る。 (注9) 放送を行う実用化試験局の場合に限る。 (注10) 受信障害対策中継放送又は衛星補助放送を行う放送局の場合は、提出を要しない。 (注11) コミュニティ放送を行う放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う放送局を含む。以下この表において同じ。)の場合は、提出を要しない。
2 変更の申請 又は届出を行う 場合	(1) (注1)(注2)(注6) (注9) (2) (注1)(注2)(注6) (3) (注1)(注2)(注6)	(注1) 協会の放送局の場合 は、提出を要しない。 (注2) 学園の放送局の

	(注 9) (4) (注 1) (注 2) (注 6) (注 9) (注 11) (5) (注 1) (注 2) (注 6) (注 9) (注 11) (6) (注 1) (注 6) (注 9) (7) (注 2) (注 4) (注 5) (注 6) (注 9) (注 11) (8) (注 4) (注 5) (注 6) (注 9) (注 11) (9) (注 6) (注 9) (注 11) (10) (注 2) (注 4) (注 5) (注 6) (注 9) (注 11) (11) (注 2) (注 9) (注 11) (12) (注 2) (注 9) (注 11) (13) (注 3) (注 7) - (14) (注 3) (注 8) - (15) (注 1) (注 2) (注 5) (注 6) (注 9) (注 10) (16) (注 1) (注 2) (注 5) (注 6) (注 9) (注 10) (17) (注 1) (注 2) (注 6)	場合は、提出を要しない。 (注 3) 学園の放送局の場合は、 <u>審査に関する事項については記載を要しない。</u> (注 4) 専門放送を専ら行う放送局の場合、 <u>提出を要しない。</u> (注 5) 臨時目的放送を専ら行う放送局の場合、 <u>提出を要しない。</u> (注 6) 当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。 (注 7) 放送試験局の場合に限る。 (注 8) 放送を行う実用化試験局の場合に限る。 (注 9) 受信障害対策中継放送又は衛星補助放送を行う放送局の場合は、 <u>提出を要しない。</u> (注 10) コミュニティ放送を行う放送局の場合は、 <u>提出を要しない。</u> (注 11) 受託放送を行う放送局の場合は、 <u>提出を要しない。</u>
3 再免許の申請の場合	(1) (注 1) (注 2) (注 3) (注 9) (3) (注 1) (注 2) (注 3) (注 9) (4) (注 1) (注 2) (注 3) (注 9) (注 11) (5) (注 1) (注 2) (注 3) (注 9) (注 11) (6) (注 1) (注 2) (注 9)	(注 1) 当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該放送局のものと同様である場合又は同一人に属する他の放送局のものと同様であり、かつ、当該他の放送局について

	(注 9) (4) (注 1) (注 2) (注 6) (注 9) (5) (注 1) (注 2) (注 6) (注 9) (6) (注 1) (注 6) (注 9) (7) (注 2) (注 4) (注 5) (注 6) (注 9) (8) (注 4) (注 5) (注 6) (注 9) (9) (注 6) (注 9) (10) (注 2) (注 4) (注 5) (注 6) (注 9) (11) (注 2) (注 9) (12) (注 2) (注 9) (13) (注 3) (注 7) (14) (注 3) (注 8) (15) (注 1) (注 2) (注 5) (注 6) (注 9) (注 10) (16) (注 1) (注 2) (注 5) (注 6) (注 9) (注 10) (17) (注 1) (注 2) (注 6)	場合は、提出を要しない。 (注 3) 学園の放送局の場合は、 <u>審査に関する事項については記載を要しない。</u> (注 4) 専門放送を専ら行う放送局の場合、 <u>提出を要しない。</u> (注 5) 臨時目的放送を専ら行う放送局の場合、 <u>提出を要しない。</u> (注 6) 当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。 (注 7) 放送試験局の場合に限る。 (注 8) 放送を行う実用化試験局の場合に限る。 (注 9) 受信障害対策中継放送又は衛星補助放送を行う放送局の場合は、 <u>提出を要しない。</u> (注 10) コミュニティ放送を行う放送局の場合は、 <u>提出を要しない。</u>
3 再免許の申請の場合	(1) (注 1) (注 2) (注 3) (注 9) (3) (注 1) (注 2) (注 3) (注 9) (4) (注 1) (注 2) (注 3) (注 9) (5) (注 1) (注 2) (注 3) (注 9) (6) (注 1) (注 2) (注 9)	(注 1) 当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該放送局のものと同様である場合又は同一人に属する他の放送局のものと同様であり、かつ、当該他の放送局について

(7)	(注1)(注3)(注5) (注6)(注9)(注11)	<p>その全部を記載した場合は、提出を省略することができる。</p> <p>(注2) 協会の放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注3) 学園の放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注4) 学園の放送局の場合は、<u>審査に関する事項については記載を要しない。</u></p> <p>(注5) 専門放送を専ら行う放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注6) 放送法施行令第5条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。</p> <p>(注7) 放送試験局の場合に限る。</p> <p>(注8) 放送を行う実用化試験局の場合に限る。</p> <p>(注9) 受信障害対策中継放送又は衛星補助放送を行う放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注10) コミュニティ放送を行う放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注11) 受託放送を行う放送局の場合は、提出を要しない。</p>
(8)	(注1)(注5)(注6) (注9)(注11)	
(9)	(注1)(注9)(注11)	
(10)	(注1)(注3)(注5) (注6)(注9)(注11)	
(11)	(注1)(注3)(注9) (注11)	
(12)	(注1)(注3)(注9) (注11)	
(13)	(注1)(注7)	
(14)	(注1)(注8)	
(15)	(注1)(注2)(注3) (注9)(注10)	
(16)	(注1)(注2)(注3) (注9)(注10)	
(17)	(注1)(注2)(注3)	
(19)	(注1)	

(1)～(18) (略)

24～30 (略)

別表第二号の二第 1 放送局（放送衛星局及び放送試験衛星局を除く。）の工事設計書の様式（第 4 条、第 12 条関係）（総務大臣がこの様式に代わるもの

(7)	(注1)(注3)(注5) (注6)(注9)	<p>その全部を記載した場合は、提出を省略することができる。</p> <p>(注2) 協会の放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注3) 学園の放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注4) 学園の放送局の場合は、<u>審査に関する事項については記載を要しない。</u></p> <p>(注5) 専門放送を専ら行う放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注6) 放送法施行令第5条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。</p> <p>(注7) 放送試験局の場合に限る。</p> <p>(注8) 放送を行う実用化試験局の場合に限る。</p> <p>(注9) 受信障害対策中継放送又は衛星補助放送を行う放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注10) コミュニティ放送を行う放送局の場合は、提出を要しない。</p>
(8)	(注1)(注5)(注6) (注9)	
(9)	(注1)(注9)	
(10)	(注1)(注3)(注5) (注6)(注9)	
(11)	(注1)(注3)(注9)	
(12)	(注1)(注3)(注9)	
(13)	(注1)(注7)	
(14)	(注1)(注8)	
(15)	(注1)(注2)(注3) (注9)(注10)	
(16)	(注1)(注2)(注3) (注9)(注10)	
(17)	(注1)(注2)(注3)	
(19)	(注1)	

(1)～(18) (略)

24～30 (略)

別表第二号の二第 1 放送局（放送衛星局及び放送試験衛星局を除く。）の工事設計書の様式（第 4 条、第 12 条関係）（総務大臣がこの様式に代わるもの

として認めた場合は、それによることができる。)

(様式略)

注 1～3 (略)

4 3の欄は、中波放送、超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送、標準テレビジョン・データ多重放送、高精細度テレビジョン音声多重放送若しくは高精細度テレビジョン・データ多重放送を行う放送局又は標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局の場合に限り、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

(1)～(4) (略)

(5) 変調方式コードの欄は、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。ただし、地上デジタルテレビジョン放送又はマルチメディア放送を行う放送局の場合は、別紙に使用するキャリア変調方式、畳み込み符号化率、有効シンボル期間長及びガードインターバル比を併せて記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。

(6)～(10) (略)

6～8 (略)

9 8の欄は、次によること。

(1)～(2) (略)

(3) 海拔高及び地上高の欄は、次によること。

ア 送信空中線の場合

として認めた場合は、それによることができる。)

(様式略)

注 1～3 (略)

4 3の欄は、中波放送、超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、データ放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送、標準テレビジョン・データ多重放送、高精細度テレビジョン音声多重放送若しくは高精細度テレビジョン・データ多重放送を行う放送局又は標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局の場合に限り、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

(1)～(4) (略)

(5) 変調方式コードの欄は、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。ただし、地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局の場合は、別紙に使用するキャリア変調方式、畳み込み符号化率、有効シンボル期間長及びガードインターバル比を併せて記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。

(6)～(10) (略)

6～8 (略)

9 8の欄は、次によること。

(1)～(2) (略)

(3) 海拔高及び地上高の欄は、次によること。

ア 送信空中線の場合

超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局のものにあつては海拔高（空中線の輻射体の中心までの高さとする。）及び地上高（主たる放送区域の平均地面から空中線の輻射体の中心までの高さとする。）を、これらの放送局以外の放送局のものにあつては地上高（空中線の最高部までの高さとする。）を記載すること。

イ（略）

(4) 利得の欄の記載は、次によること。

ア 超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては最大の指向方向（真北を基準とする時計回りの角度により表示すること。以下ウにおいて同じ。）及び相対利得（dBd）又は絶対利得（11.7GHz から 12.2GHz までの周波数の電波を使用するものに限る。）（dBi）を記載すること。

イ～ウ（略）

(5)（略）

10～12（略）

13 12の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

(1) 超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送、若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送

超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局のものにあつては海拔高（空中線の輻射体の中心までの高さとする。）及び地上高（主たる放送区域の平均地面から空中線の輻射体の中心までの高さとする。）を、これらの放送局以外の放送局のものにあつては地上高（空中線の最高部までの高さとする。）を記載すること。

イ（略）

(4) 利得の欄の記載は、次によること。

ア 超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては最大の指向方向（真北を基準とする時計回りの角度により表示すること。以下ウにおいて同じ。）及び相対利得（dBd）又は絶対利得（11.7GHz から 12.2GHz までの周波数の電波を使用するものに限る。）（dBi）を記載すること。

イ～ウ（略）

(5)（略）

10～12（略）

13 12の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

(1) 超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送、若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局の場合は型

局の場合は型式、構成（偏波面を含む。）及び水平面に対する主輻射の角度を記載すること。

（記載例）

双ループ H 2L 2段 3面 0度（真北から75度、245度、335度方向）

4L 1段 1面 -2度（真北から160度方向）

(2)～(4) (略)

14～18 (略)

19 19及び21の欄は、送信空中線に限り次により記載すること。

ア 標準テレビジョン放送（地上デジタルテレビジョン放送を行うものを除く。）、超短波放送（衛星補助放送を除く。）、マルチメディア放送、又は中波放送を行う放送局の場合は、次により19の欄に記載すること。

(ア)～(ウ) (略)

イ 地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局の場合は、次によること。

(ア) (略)

(イ) 21の欄は、空中線の指向特性が複雑な場合に限り、次により記載すること。

A 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、次の表の放送区分ごとに示された方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において適当な俯角ごとに記載し、俯角及び方位角それぞれ該当する欄に記載すること。

放送の区分	俯角の範囲	俯角の幅	方位角の範囲	方位角の幅

式、構成（偏波面を含む。）及び水平面に対する主輻射の角度を記載すること。

（記載例）

双ループ H 2L 2段 3面 0度（真北から75度、245度、335度方向）

4L 1段 1面 -2度（真北から160度方向）

(2)～(4) (略)

14～18 (略)

19 19及び21の欄は、送信空中線に限り次により記載すること。

ア 標準テレビジョン放送（地上デジタルテレビジョン放送を行うものを除く。）、超短波放送（衛星補助放送を除く。）又は中波放送を行う放送局の場合は、次により19の欄に記載すること。

(ア)～(ウ) (略)

イ 地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局の場合は、次によること。

(ア) (略)

(イ) 21の欄は、空中線の指向特性が複雑な場合に限り、次により記載すること。

A 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、次の表の放送区分ごとに示された方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において適当な俯角ごとに記載し、俯角及び方位角それぞれ該当する欄に記載すること。

放送の区分	俯角の範囲	俯角の幅	方位角の範囲	方位角の幅

標準テレビジョン放送	0～30°	1°	0～360°	2°
超短波放送	0～30°	1°	0～360°	2°
<u>マルチメディア放送</u>	<u>0～30°</u>	<u>1°</u>	<u>0～360°</u>	<u>2°</u>
中波放送	0～90°	5°	0～360°	5°

B 空中線系番号の欄は、7の欄から該当する番号を記載すること。

ウ その他の放送局の場合

12の欄に、「空中線の指向特性については、別添の図面のとおり。」と記載し、空中線の水平面及び垂直面の指向特性を明示した図面を添付すること。

20～26 (略)

標準テレビジョン放送	0～30°	1°	0～360°	2°
超短波放送	0～30°	1°	0～360°	2°
中波放送	0～90°	5°	0～360°	5°

B 空中線系番号の欄は、7の欄から該当する番号を記載すること。

ウ その他の放送局の場合

12の欄に、「空中線の指向特性については、別添の図面のとおり。」と記載し、空中線の水平面及び垂直面の指向特性を明示した図面を添付すること。

20～26 (略)